



四半期報告書

(第1期第2四半期)

自 平成22年7月1日

至 平成22年9月30日

NK S J ホールディングス株式会社

(E23924)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第1期第2四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
第3 【設備の状況】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【株価の推移】	52
3 【役員の状況】	52
第5 【経理の状況】	53
1 【中間連結財務諸表】	54
2 【その他】	108
3 【中間財務諸表】	112
4 【その他】	121
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	122
中間監査報告書	123
確認書	125

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月26日

【四半期会計期間】 第1期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

【会社名】 NKS Jホールディングス株式会社

【英訳名】 NKSJ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兵 頭 誠
代表取締役社長 佐 藤 正 敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03 (3349) 3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 来見田 博 久

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03 (3349) 3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 来見田 博 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。

(1) 連結経営指標等

回次	第1期中
連結会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日
経常収益 (百万円)	1,329,799
正味収入保険料 (百万円)	987,832
経常利益 (百万円)	38,888
中間純利益 (百万円)	24,116
純資産額 (百万円)	1,122,876
総資産額 (百万円)	9,026,824
1株当たり純資産額 (円)	673.01
1株当たり 中間純利益金額 (円)	14.52
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 (円)	14.50
自己資本比率 (%)	12.38
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	77,640
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△47,462
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△27,630
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (百万円)	407,447
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	34,281 (5,309)

(注) 1 当社は平成22年4月1日設立のため、平成21年度以前に係る記載はしていません。

2 第1期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期中
会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日
営業収益 (百万円)	2,423
経常利益 (百万円)	478
中間純利益 (百万円)	476
資本金 (百万円)	100,045
発行済株式総数 (千株)	1,661,409
純資産額 (百万円)	879,217
総資産額 (百万円)	881,652
1株当たり純資産額 (円)	528.06
1株当たり 中間純利益金額 (円)	0.28
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額 (円)	0.28
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	99.46
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	232 (2)

- (注) 1 当社は平成22年4月1日設立のため、平成21年度以前に係る記載はしていません。
2 第1期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、その他当社および当社の関係会社における事業の内容に関する当第2四半期連結会計期間末後の変更は以下のとおりであります。

(1) 損害保険事業

当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンは、平成22年11月2日にFiba Sigorta Anonim Sirketiの普通株式99.07%を取得し、子会社としております。また、当該社の商号をSompo Japan Sigorta A.S.へ変更する予定であります。

(2) その他の事業

- ① 平成22年10月1日に当社の連結子会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社と当社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社が合併し、当社の直接子会社となっております。合併会社の商号は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社であります。
- ② 平成22年11月1日に当社の子会社である株式会社損害保険ジャパン・リスクマネジメントと当社の子会社であるエヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社が、事業統合（エヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社から株式会社損害保険ジャパン・リスクマネジメントへの統合対象事業の譲渡）を行っております。今回の事業統合に伴って、株式会社損害保険ジャパン・リスクマネジメントは、商号をNK S J リスクマネジメント株式会社に変更しております。また、エヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社は、事業統合後にチューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドからの出資を受け、商号をNKチューリッヒ・リスクサービス株式会社に変更しております。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、平成22年10月1日に、当社の連結子会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、当社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	34,281 (5,309)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループ（当社および連結子会社）から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数の（ ）内には、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	232 (2)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は、当社グループ会社との兼務者を含む就業人員数であります。また、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
- 2 従業員数の（ ）内には、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、保険持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がありませんので記載しておりません。なお、セグメントごとの業績の状況等については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または第1四半期報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

(1) 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社およびゼスト・アセットマネジメント株式会社の合併契約の締結

当社の連結子会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下「S J AM」）と当社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社（以下「ゼストAM」）は、平成22年8月13日に合併契約を締結しました。合併契約の概要は、次のとおりであります。

なお、両社は、平成22年10月1日に合併し、新会社は、当社の直接子会社となっております。同日、当社と新会社との間で、経営管理契約を締結しております。

① 合併の目的

当社グループの資産運用体制を強化すること等

② 合併の方法および商号変更

S J AMを存続会社とする吸収合併方式により合併し、商号を「損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社」に変更します。

③ 合併の期日

平成22年10月1日

④ 合併比率

ゼストAMの普通株式1株に対して、S J AMの普通株式1.204167（=7,225/6,000）株を割り当て交付します。

⑤ 合併比率の算定根拠

アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社を第三者算定機関として起用して合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、当事会社間で協議し決定しました。

⑥ 引継資産・負債の状況

新会社は、平成22年3月31日現在のゼストAMの貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併期日において引継ぎます。

		(平成22年3月31日現在)	
資産	金額(百万円)	負債	金額(百万円)
流動資産	597	流動負債	35
固定資産	261	固定負債	—
資産合計	858	負債合計	35

⑦ 合併後の状況

商号 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

資本金 1,550百万円

事業内容 投資顧問業、証券投資信託委託業

株主 当社(※) 79.0%、The TCW Group Inc. 21.0%

(※) 当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンおよび当社の連結子会社である日本興亜損害保険株式会社が保有する新会社の株式を現物配当しております。

(2) 日本興亜損害保険株式会社および日本興亜損害調査株式会社の合併契約の締結

当社の連結子会社である日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」)とその100%出資子会社である日本興亜損害調査株式会社(以下「日本興亜損調社」)は、平成22年3月12日に合併に関する主要事項を記載した覚書を締結しておりますが、平成22年9月3日開催の両社の取締役会において合併することを決議し、同日合併契約書を締結しました。

なお、本合併は関係当局の認可等を前提としております。

また、本合併は会社法第796条第3項に定める簡易合併および同法第784条第1項に定める略式合併によるため、日本興亜損保および日本興亜損調社において、合併契約承認株主総会は開催しません。

合併の目的および合併契約の概要は次のとおりであります。

① 合併の目的

日本興亜損調社は日本興亜損保の100%出資子会社として損害保険調査業務を行ってまいりましたが、お客さまに対する事故対応業務の品質向上および保険金支払業務の効率化を図るため、同社を吸収合併することとしました。

② 合併の方法

日本興亜損保を存続会社とする吸収合併方式により合併し、これにより日本興亜損調社は解散します。

③ 合併の期日

平成23年4月1日(予定)

④ 合併に係る割当の内容

日本興亜損保は、日本興亜損調社の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際しては株式その他の金銭等の交付は行いません。

⑤ 引継資産・負債の状況

日本興亜損調社は、平成22年3月31日現在の日本興亜損調社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を本合併期日において日本興亜損保に引き継ぎ、日本興亜損保はこれを承継します。

(平成22年3月31日現在)

資産	金額(百万円)	負債	金額(百万円)
流動資産	1,594	流動負債	738
固定資産	1,726	固定負債	2,194
資産合計	3,320	負債合計	2,933

⑥ 合併存続会社の概要

商号 日本興亜損害保険株式会社
資本金 91,249百万円
事業の内容 損害保険業

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、この四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

なお、当社は、平成22年4月1日設立のため、前年同四半期連結会計期間との比較および分析は行っておりません。

（注）経常収益等の金額は記載未満を切り捨てて表示しております。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジア経済の改善や各種政策効果により企業収益が改善し、個人消費は持ち直しましたが、欧米経済の減速や円高の進行、株式相場の低迷により、先行きに対する不透明感が高まる状況となりました。

このような経営環境のもと、当第2四半期連結会計期間における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が6,419億円、資産運用収益が217億円、その他経常収益が26億円となり、合計6,663億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が5,294億円、資産運用費用が124億円、営業費及び一般管理費が1,064億円、その他経常費用が25億円となり、合計6,508億円となりました。

以上の結果、経常利益は155億円、経常利益に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した四半期純利益は106億円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

① 損害保険事業

正味収入保険料は4,828億円、四半期純利益は125億円となりました。

a) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	86,798	15.93	—
海上	14,774	2.71	—
傷害	73,369	13.47	—
自動車	238,467	43.76	—
自動車損害賠償責任	63,568	11.67	—
その他	67,909	12.46	—
合計	544,888	100.00	—
(うち収入積立保険料)	(40,251)	(7.39)	—

（注）1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含みます。）

b) 正味収入保険料

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	57,461	11.90	—
海上	12,421	2.57	—
傷害	45,976	9.52	—
自動車	238,701	49.43	—
自動車損害賠償責任	67,394	13.96	—
その他	60,925	12.62	—
合計	482,881	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

c) 正味支払保険金

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	23,924	7.58	—
海上	5,493	1.74	—
傷害	25,622	8.12	—
自動車	152,077	48.19	—
自動車損害賠償責任	57,574	18.24	—
その他	50,873	16.12	—
合計	315,565	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 生命保険事業

生命保険料は608億円、四半期純損失は16億円となりました。

a) 保有契約高

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
	金額 (百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)
個人保険	15,902,856	—
個人年金保険	277,171	—
団体保険	3,024,206	—
団体年金保険	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

b) 新契約高

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	843,155	843,155	—
個人年金保険	3,441	3,441	—
団体保険	6,357	6,357	—
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) ソルベンシー・マージン比率

国内保険会社は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険事故発生や契約満期などの際における保険金・給付金や満期返戻金などの支払に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生、大幅な環境変化による死亡率の変動または保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の見積を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。こうした「通常の見積を超える危険」（表の(B)「リスクの合計額」）に対して、「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「(C)ソルベンシー・マージン比率」であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

当第2四半期連結会計期間末の状況については、以下のとおりであります。株式会社損害保険ジャパンについては、前事業年度末に比べて46.3ポイント低下して753.7%、日本興亜損害保険株式会社については、前事業年度末に比べて41.8ポイント低下して700.7%となりました。これらはいずれも、株価下落に伴う有価証券含み益の減少により、ソルベンシー・マージン総額が減少したことが主な要因であります。

① 株式会社損害保険ジャパン

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	1,511,968	1,671,429
	資本金又は基金等 (百万円)	428,908	414,156
	価格変動準備金 (百万円)	12,621	11,462
	危険準備金 (百万円)	611	611
	異常危険準備金 (百万円)	472,834	466,702
	一般貸倒引当金 (百万円)	279	992
	その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (百万円)	424,689	536,605
	土地の含み損益 (百万円)	30,249	52,252
	払戻積立金超過額 (百万円)	—	—
	負債性資本調達手段等 (百万円)	128,000	128,000
	控除項目 (百万円)	157,460	101,616
	その他 (百万円)	171,234	162,261
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$ (百万円)	401,197	417,827
	一般保険リスク (R1) (百万円)	83,977	83,975
	第三分野保険の保険リスク (R2) (百万円)	—	—
	予定利率リスク (R3) (百万円)	5,332	5,368
	資産運用リスク (R4) (百万円)	168,651	185,633
	経営管理リスク (R5) (百万円)	9,136	9,493
	巨大災害リスク (R6) (百万円)	198,869	199,686
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 (%)	753.7	800.0

② 日本興亜損害保険株式会社

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	800,633	840,210
	資本金又は基金等 (百万円)	261,007	249,698
	価格変動準備金 (百万円)	7,183	5,643
	危険準備金 (百万円)	13	12
	異常危険準備金 (百万円)	279,573	285,675
	一般貸倒引当金 (百万円)	154	40
	その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (百万円)	189,711	242,132
	土地の含み損益 (百万円)	23,551	24,275
	払戻積立金超過額 (百万円)	—	—
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	13,269	13,269
	その他 (百万円)	52,707	46,002
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$ (百万円)	228,494	226,293
	一般保険リスク (R1) (百万円)	39,282	39,271
	第三分野保険の保険リスク (R2) (百万円)	1	1
	予定利率リスク (R3) (百万円)	3,055	3,088
	資産運用リスク (R4) (百万円)	77,583	85,444
	経営管理リスク (R5) (百万円)	5,072	7,492
	巨大災害リスク (R6) (百万円)	133,722	121,948
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 (%)	700.7	742.5

③ そんぽ24損害保険株式会社

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	8,605	8,616
	資本金又は基金等 (百万円)	8,204	8,236
	価格変動準備金 (百万円)	21	20
	危険準備金 (百万円)	—	—
	異常危険準備金 (百万円)	161	312
	一般貸倒引当金 (百万円)	—	—
	その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (百万円)	217	46
	土地の含み損益 (百万円)	—	—
	払戻積立金超過額 (百万円)	—	—
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	—	—
	その他 (百万円)	—	—
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$ (百万円)	928	895
	一般保険リスク (R1) (百万円)	775	734
	第三分野保険の保険リスク (R2) (百万円)	—	—
	予定利率リスク (R3) (百万円)	—	—
	資産運用リスク (R4) (百万円)	157	193
	経営管理リスク (R5) (百万円)	31	30
	巨大災害リスク (R6) (百万円)	105	104
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 (%)	1,854.2	1,924.8

④ セゾン自動車火災保険株式会社

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	13,609	15,333
	資本金又は基金等 (百万円)	10,231	11,658
	価格変動準備金 (百万円)	4	14
	危険準備金 (百万円)	8	8
	異常危険準備金 (百万円)	3,037	3,291
	一般貸倒引当金 (百万円)	0	0
	その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (百万円)	325	359
	土地の含み損益 (百万円)	—	—
	払戻積立金超過額 (百万円)	—	—
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	—	—
	その他 (百万円)	2	2
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$ (百万円)	1,661	1,653
	一般保険リスク (R1) (百万円)	841	838
	第三分野保険の保険リスク (R2) (百万円)	—	—
	予定利率リスク (R3) (百万円)	6	6
	資産運用リスク (R4) (百万円)	516	530
	経営管理リスク (R5) (百万円)	59	59
	巨大災害リスク (R6) (百万円)	611	598
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 (%)	1,638.3	1,854.7

⑤ 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	162,496	157,431
	資本金等 (百万円)	53,239	54,533
	価格変動準備金 (百万円)	904	794
	危険準備金 (百万円)	15,931	15,355
	一般貸倒引当金 (百万円)	13	18
	その他有価証券の評価差額×90% (百万円)	5,242	1,245
	土地の含み損益×85% (百万円)	—	—
	全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	71,588	69,171
	持込資本金等 (百万円)	—	—
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	—	—
	その他 (百万円)	15,576	16,312
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (百万円)	13,395	12,915
	保険リスク相当額 (R1) (百万円)	6,743	6,382
	第三分野保険の保険リスク相当額 (R8) (百万円)	3,712	3,516
	予定利率リスク相当額 (R2) (百万円)	3,200	3,188
	資産運用リスク相当額 (R3) (百万円)	4,243	4,223
	経営管理リスク相当額 (R4) (百万円)	364	352
	最低保証リスク相当額 (R7) (百万円)	332	322
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100 (%)	2,426.1	2,437.9

⑥ 日本興亜生命保険株式会社

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	63,354	60,078
	資本金等 (百万円)	20,943	21,564
	価格変動準備金 (百万円)	584	542
	危険準備金 (百万円)	5,078	4,859
	一般貸倒引当金 (百万円)	—	—
	その他有価証券の評価差額×90% (百万円)	8,552	5,592
	土地の含み損益×85% (百万円)	—	—
	全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	26,710	25,993
	持込資本金等 (百万円)	—	—
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	—	—
	その他 (百万円)	1,485	1,527
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (百万円)	4,560	4,368
	保険リスク相当額 (R1) (百万円)	3,020	2,930
	第三分野保険の保険リスク相当額 (R8) (百万円)	1,042	970
	予定利率リスク相当額 (R2) (百万円)	169	164
	資産運用リスク相当額 (R3) (百万円)	1,629	1,538
	経営管理リスク相当額 (R4) (百万円)	117	112
	最低保証リスク相当額 (R7) (百万円)	—	—
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 (%)	2,778.6	2,750.4

⑦ 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
(A)	ソルベンシー・マージン総額 (百万円)	5,194	5,199
	資本金等 (百万円)	4,147	4,071
	価格変動準備金 (百万円)	16	15
	危険準備金 (百万円)	545	551
	一般貸倒引当金 (百万円)	—	—
	その他有価証券の評価差額×90% (百万円)	485	560
	土地の含み損益×85% (百万円)	—	—
	全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	—	—
	持込資本金等 (百万円)	—	—
	負債性資本調達手段等 (百万円)	—	—
	控除項目 (百万円)	—	—
	その他 (百万円)	—	—
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (百万円)	574	582
	保険リスク相当額 (R1) (百万円)	448	454
	第三分野保険の保険リスク相当額 (R8) (百万円)	95	95
	予定利率リスク相当額 (R2) (百万円)	0	0
	資産運用リスク相当額 (R3) (百万円)	110	118
	経営管理リスク相当額 (R4) (百万円)	19	20
	最低保証リスク相当額 (R7) (百万円)	—	—
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 (%)	1,808.8	1,785.9

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは34億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは14億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは△8億円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、4,074億円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,661,409,178	1,661,409,178	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	1,661,409,178	1,661,409,178	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使が自己株式数を超えて行われたことにより発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が発行していた新株予約権は、平成22年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権（NK S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権から同第22回新株予約権）を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

NK S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	125 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	777 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 777 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとします。）に限り、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限ります。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記①から⑤までの議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）5に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第2回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	712 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 712 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第3回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	581 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 581 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 4 回新株予約権

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	574 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成24年 6 月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 574 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 5 回新株予約権

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	85 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	735 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成25年 6 月 27 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 735 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 6 回新株予約権

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	125 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成25年 6 月 27 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第7回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	235 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	235,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,167 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,167 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 8 回新株予約権

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	247 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,082 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成26年 6 月 29 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,082 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第9回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	363 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	363,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,148 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,148 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第10回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	365 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	365,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,665 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,665 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第11回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	324 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,598 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,068 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第12回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	316 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,623 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,138 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第13回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	403 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,547 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,926 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第14回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	382 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	990 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,166 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	216,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成45年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 941 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者は、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額について、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記①から⑤までの議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第16回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,781 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	578,100 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成46年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	126 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,400 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成36年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）に通知または公告します。ただし、当該適用の日以前までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）にかかわらず、新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含みます。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下「権利行使開始日」といいます。）から、権利行使開始日から起算して7年が経過した日または行使期間の末日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、行使期間の末日の前年同月末日まで権利行使開始日が到来しなかった場合には、新株予約権者は、その翌月1日から行使期間の末日までの間新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 各新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとします。
- (4) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できません。
 - ① 日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程（その時々における同趣旨の社内規程を含みます。）に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合
 - ② その他①に準ずる事由のある場合

- ③ 禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合
 - ④ 当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合（存続会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
 - ⑤ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合（完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
- (5) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が上記(4)①から③までのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができません。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記（注）4(1)に定める期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）4(1)に定める期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
 - ① 下記a)からe)までのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - c) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - e) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記（注）4(4)もしくは(5)に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができます。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第18回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	194 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	174,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	103 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,700 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成39年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）に通知または公告します。ただし、当該適用の日以前までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含みます。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下「権利行使開始日」といいます。）から権利行使開始日の翌日から起算して10日後まで（かつ新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）の末日まで）の間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者の死亡により上記の行使条件が満たされた場合には、新株予約権者の相続人は、権利行使開始日から起算して6か月以内（かつ行使期間の末日まで）に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者およびその相続人は、保有する新株予約権のうち権利行使開始日を同一とするものについては、1回に限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとします。なお、新株予約権者またはその相続人が上記の新株予約権を行使できる期間中に新株予約権を行使しなかった場合もしくは行使期間の末日までに権利行使開始日が到来しなかった場合には、当該新株予約権は行使できないものとし、会社法第287条により当該新株予約権は消滅します。

- (3) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できません。
- ① 日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程（その時々における同趣旨の社内規程を含みます。）に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合
 - ② その他①に準ずる事由のある場合
 - ③ 禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合
 - ④ 当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合（存続会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
 - ⑤ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合（完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
- (4) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が上記(3)①から③までのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができません。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記（注）4(1)に定める期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）4(1)に定める期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
 - ① 下記a)からe)までのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - c) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - e) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記（注）4(3)もしくは(4)に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができます。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第20回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	116 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,400 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成40年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第21回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	234 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成41年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第22回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	344 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	309,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成41年10月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 5を参照してください。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

NK S J ホールディングス株式会社第23回新株予約権

平成22年 7 月 30 日 取締役会決議	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	13,978 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,397,800 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年 8 月 17 日～平成47年 8 月 16 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 453 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

また、上記のほか、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社が株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者である当社の取締役および執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員は、それぞれの会社において、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役または執行役員それぞれの地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

- 5 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成

対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額について、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記①から⑤までの議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日	—	1,661,409	—	100,045	—	25,045

(6) 【大株主の状況】

(平成22年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	85,003	5.12
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	69,255	4.17
LONGLEAF PARTNERS FUND (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	6410 POPLAR AVENUE SUITE 900 MEMPHIS, TN 38119 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	56,402	3.39
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	51,693	3.11
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	40,908	2.46
NK S J ホールディングス従業員 持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 NK S J ホールディングス株式会社人事総務部内	39,598	2.38
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	34,052	2.05
日本通運株式会社	東京都港区東新橋1丁目9-3	32,004	1.93
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	24,629	1.48
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	22,503	1.35
計	—	456,050	27.45

- (注) 1 第一生命保険株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式17,971千株が含まれております(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」であります。)
- 2 サウスイースタン アセット マネージメント インクから平成22年4月8日付けで提出された大量保有報告書により、平成22年4月1日付けで以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができません。このため、上記「大株主の状況」は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
サウスイースタン アセット マネージメント インク	アメリカ合衆国 38119 テネシー 州 メンフィス市 ポップラー ア ベニュー 6410番地 スイート900	208,200	12.53

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 907,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,648,033,000	1,648,033	—
単元未満株式	普通株式 12,462,178	—	一単元(1,000株)未満の株式であります。
発行済株式総数	1,661,409,178	—	—
総株主の議決権	—	1,648,033	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式549株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) NK S Jホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	907,000	—	907,000	0.05
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—	914,000	—	914,000	0.05

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	747	664	595	572	532	564
最低(円)	658	521	515	503	468	469

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

第1四半期報告書の提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。）ならびに同規則第48条および第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）に基づいて作成しております。
- (3) 当社は平成22年4月1日設立のため、前中間連結会計期間、前連結会計年度、前第2四半期連結会計期間、前中間会計期間および前事業年度に係る記載はしておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表および当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
現金及び預貯金	※3 270,872
コールローン	98,497
買現先勘定	82,982
債券貸借取引支払保証金	27,146
買入金銭債権	37,253
金銭の信託	84,648
有価証券	※3, ※4 6,511,189
貸付金	※2, ※5 713,053
有形固定資産	※1, ※3 362,176
無形固定資産	31,566
その他資産	571,200
繰延税金資産	242,078
貸倒引当金	△5,839
資産の部合計	9,026,824
負債の部	
保険契約準備金	7,352,175
支払備金	993,986
責任準備金等	6,358,188
社債	128,000
その他負債	※3 269,655
退職給付引当金	106,503
役員退職慰労引当金	113
賞与引当金	25,510
特別法上の準備金	21,336
価格変動準備金	21,336
繰延税金負債	654
負債の部合計	7,903,947
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,045
資本剰余金	438,555
利益剰余金	335,209
自己株式	△527
株主資本合計	873,282
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	266,889
繰延ヘッジ損益	5,330
為替換算調整勘定	△27,962
評価・換算差額等合計	244,258
新株予約権	2,362
少数株主持分	2,973
純資産の部合計	1,122,876
負債及び純資産の部合計	9,026,824

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
経常収益	1,329,799
保険引受収益	1,261,384
(うち正味収入保険料)	987,832
(うち収入積立保険料)	79,398
(うち積立保険料等運用益)	30,061
(うち生命保険料)	108,905
(うち支払備金戻入額)	35,643
(うち責任準備金等戻入額)	16,454
資産運用収益	63,222
(うち利息及び配当金収入)	78,453
(うち金銭の信託運用益)	896
(うち売買目的有価証券運用益)	67
(うち有価証券売却益)	5,839
(うち積立保険料等運用益振替)	△30,061
その他経常収益	5,191
経常費用	1,290,910
保険引受費用	1,048,058
(うち正味支払保険金)	607,279
(うち損害調査費)	※1 65,449
(うち諸手数料及び集金費)	※1 176,065
(うち満期返戻金)	165,853
(うち生命保険金等)	28,735
資産運用費用	24,913
(うち金銭の信託運用損)	581
(うち有価証券売却損)	2,201
(うち有価証券評価損)	6,827
営業費及び一般管理費	※1 212,008
その他経常費用	5,929
(うち支払利息)	3,619
経常利益	38,888
特別利益	2,015
固定資産処分益	79
負ののれん発生益	149
その他特別利益	※3 1,785
特別損失	4,923
固定資産処分損	324
減損損失	※2 662
特別法上の準備金繰入額	2,843
価格変動準備金繰入額	2,843
その他特別損失	※4 1,093
税金等調整前中間純利益	35,980
法人税及び住民税等	2,793
法人税等調整額	9,250
法人税等合計	12,043
少数株主損益調整前中間純利益	23,936
少数株主損失(△)	△180
中間純利益	24,116

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	70,000
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	45
株式移転による増加	30,000
当中間期変動額合計	30,045
当中間期末残高	100,045
資本剰余金	
前期末残高	24,229
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	45
自己株式の処分	31
株式移転による増加	414,248
当中間期変動額合計	414,325
当中間期末残高	438,555
利益剰余金	
前期末残高	336,793
当中間期変動額	
剰余金の配当	△25,700
中間純利益	24,116
当中間期変動額合計	△1,584
当中間期末残高	335,209
自己株式	
前期末残高	—
当中間期変動額	
自己株式の取得	△708
自己株式の処分	180
当中間期変動額合計	△527
当中間期末残高	△527
株主資本合計	
前期末残高	431,023
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	91
剰余金の配当	△25,700
中間純利益	24,116
自己株式の取得	△708
自己株式の処分	212
株式移転による増加	444,248
当中間期変動額合計	442,259
当中間期末残高	873,282

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
 (自 平成22年4月1日
 至 平成22年9月30日)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	389,352
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△122,463
当中間期変動額合計	△122,463
当中間期末残高	266,889
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,330
当中間期変動額合計	5,330
当中間期末残高	5,330
為替換算調整勘定	
前期末残高	△21,674
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△6,287
当中間期変動額合計	△6,287
当中間期末残高	△27,962
評価・換算差額等合計	
前期末残高	367,678
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△123,420
当中間期変動額合計	△123,420
当中間期末残高	244,258
新株予約権	
前期末残高	1,302
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,059
当中間期変動額合計	1,059
当中間期末残高	2,362
少数株主持分	
前期末残高	2,839
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133
当中間期変動額合計	133
当中間期末残高	2,973

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

純資産合計	
前期末残高	802,843
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	91
剰余金の配当	△25,700
中間純利益	24,116
自己株式の取得	△708
自己株式の処分	212
株式移転による増加	444,248
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△122,226
当中間期変動額合計	320,032
当中間期末残高	1,122,876

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	35,980
減価償却費	9,610
減損損失	662
のれん償却額	967
負ののれん発生益	△149
支払備金の増減額 (△は減少)	△36,658
責任準備金等の増減額 (△は減少)	△18,043
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,442
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,946
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	21
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,034
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△57
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	2,843
利息及び配当金収入	△78,453
有価証券関係損益 (△は益)	6,194
支払利息	3,619
為替差損益 (△は益)	5,045
有形固定資産関係損益 (△は益)	245
貸付金関係損益 (△は益)	0
持分法による投資損益 (△は益)	128
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	85,657
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△26,621
その他	10,027
小計	5,558
利息及び配当金の受取額	83,487
利息の支払額	△3,582
法人税等の支払額	△7,822
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,640

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
 (自 平成22年4月1日
 至 平成22年9月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額 (△は増加)	15,265
買入金銭債権の取得による支出	△1,187
買入金銭債権の売却・償還による収入	5,753
金銭の信託の増加による支出	△21
金銭の信託の減少による収入	347
有価証券の取得による支出	△488,265
有価証券の売却・償還による収入	402,055
貸付けによる支出	△98,409
貸付金の回収による収入	117,746
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	214
その他	10,269
資産運用活動計	△36,231
営業活動及び資産運用活動計	41,409
有形固定資産の取得による支出	△3,130
有形固定資産の売却による収入	338
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△6,487
その他	△1,951
投資活動によるキャッシュ・フロー	△47,462
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	0
自己株式の売却による収入	17
自己株式の取得による支出	△708
配当金の支払額	△25,662
少数株主への配当金の支払額	△5
その他	△1,271
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,630
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,567
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	980
現金及び現金同等物の期首残高	262,844
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	141,141
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,480
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 407,447

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社数 23社 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社損害保険ジャパン ・日本興亜損害保険株式会社 ・そんぼ24損害保険株式会社 ・セゾン自動車火災保険株式会社 ・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ・日本興亜生命保険株式会社 ・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 ・損保ジャパンDC証券株式会社 ・株式会社全国訪問健康指導協会 ・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 ・Sompo Japan Insurance Company of America ・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited ・NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited ・NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited ・Nippon Insurance Company of Europe Limited ・Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. ・Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. ・Tenet Insurance Company Limited ・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. ・NIPPONKOA Insurance Company (China) Limited

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Sampo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited • NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited • Yasuda Seguros S. A. <p>なお、Tenet Insurance Company Limitedは、株式会社損害保険ジャパンが平成22年5月31日に株式の100%を取得した会社であります。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等</p> <p>主要な非連結子会社名</p> <ul style="list-style-type: none"> • Ark Re Limited • Sampo Japan Reinsurance Company Limited <p>非連結子会社は、総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日立キャピタル損害保険株式会社 • 安田企業投資株式会社 • Berjaya Sampo Insurance Berhad • Universal Sampo General Insurance Company Limited • Maritima Seguros S. A. • Maritima Saude Seguros S. A.

	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社 (Ark Re Limited、Sompo Japan Reinsurance Company Limited 他) は、中間連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p> <p>(3) 当社は、国内損害保険子会社を通じて、日本地震再保険株式会社の議決権の26.6%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。</p> <p>在外連結子会社の中間決算日はいずれも6月30日ですが、中間決算日の差異が3か月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
	<p>③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。 なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。 一部の国内生命保険連結子会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払終身保険の責任準備金」を小区分として設定し、この小区分の責任準備金のデュレーションと当該区分の責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>④ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
	<p>⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>⑧ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主に定額法によっております。</p> <p>② 無形固定資産 連結子会社の保有する自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
	<p>その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 国内連結子会社は、金利変動に伴う貸付金および債券等のキャッシュ・フロー変動リスクならびに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。)に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジを、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を適用しております。</p> <p>また、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については原則として時価ヘッジを、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を適用しております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
	<p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p> <p>(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
	<p>(7) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、国内保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p>

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(子会社の合併および直接子会社化)

当社の子会社である株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社の平成22年7月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の間接出資の子会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社およびゼスト・アセットマネジメント株式会社は、平成22年10月1日付で合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に社名変更いたしました。

また、同日付で、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社の保有する損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の株式のすべてを現物配当により取得し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、当社の直接出資の子会社となりました。

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(株式の取得)

当社は、連結子会社を通じて、平成22年11月2日付で、保険会社Fiba Sigorta Anonim Sirketiの普通株式99.07%を平成22年6月15日付の合意に基づき、取得いたしました。対象会社の概要、株式取得の目的等は以下のとおりであります。

1 対象会社の概要

社名：Fiba Sigorta Anonim
Sirketi

本社：トルコ イスタンブール

事業の内容：損害保険事業

正味収入保険料

(平成21年12月期)：

242百万トルコリラ

(13,813百万円)

総資産(平成21年12月31日)：

356百万トルコリラ

(20,332百万円)

2 株式取得の目的

成長著しいトルコにおいて、当社の損害保険事業を拡大させるための強固な事業基盤を築くことを目的とするものであります。

3 株式の取得価額

480百万トルコリラ(27,407百万円)

(注) ()内に記載した円貨額は、平成22年9月末現在の為替相場(1トルコリラ：57.04円)による換算額であります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額は392,426百万円でありま す。
※2(1)	貸付金のうち、破綻先債権 額は685百万円、延滞債権額 は2,836百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元 本または利息の支払の遅延 が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本 または利息の取立てまたは 弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなか った貸付金(貸倒償却を行 った部分を除く。以下「未 収利息不計上貸付金」とい う。)のうち、法人税法施 行令(昭和40年政令第97 号)第96条第1項第3号イ からホまで(貸倒引当金勘 定への繰入限度額)に掲げ る事由または同項第4号に 規定する事由が生じている 貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収 利息不計上貸付金であっ て、破綻先債権および債務 者の経営再建または支援を 図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。
(2)	貸付金のうち、3カ月以上 延滞債権額は4百万円であ ります。 なお、3カ月以上延滞債権 とは、元本または利息の支 払が、約定支払日の翌日か ら3月以上遅延している貸 付金で破綻先債権および延 滞債権に該当しないもので あります。

当中間連結会計期間末
(平成22年9月30日)

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は764百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は4,291百万円であります。

※3 担保に供している資産は、有価証券78,639百万円、預貯金6,956百万円および有形固定資産5,243百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金1,932百万円であります。

※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが88,853百万円含まれております。

※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は11,354百万円であります。

6 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは31,843百万円であり、全て自己保有しております。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)						
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店 176,325百万円 手数料等 給与 98,477百万円</p> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>						
用途	種類	場所等	減損損失 (百万円)			
			土地	建物	その他	合計
賃貸不動産等	土地および建物	東京都に保有する賃貸ビル等6物件	514	102	—	616
遊休不動産等	土地および建物等	兵庫県に保有する社宅等9物件	39	5	1	45
合計			553	107	1	662
<p>国内保険連結子会社は、保険事業等の用に供している不動産等について、保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸不動産等、遊休不動産等および処分予定不動産等については、個別の物件ごとにグルーピングしております。また、その他の連結子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>地価の下落等により、当中間連結会計期間において、収益性が著しく低下した物件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>						

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

なお、回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを5.2%で割り引いて算定し、正味売却価額は不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を使用しております。

※3 その他特別利益は、抱合せ株式消滅差益1,785百万円であります。

※4 その他特別損失の主なものは、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額904百万円あります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	—	1,661,409	—	1,661,409
合計	—	1,661,409	—	1,661,409
自己株式				
普通株式	—	1,214	307	907
合計	—	1,214	307	907

- (注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,661,409千株は、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社の株式移転による当社の設立に際して交付した新株式1,661,263千株および新株予約権の権利行使による増加145千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の増加1,214千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加1,000千株および単元未満株式の買取り等による増加214千株であります。
- 3 普通株式の自己株式の株式数の減少307千株は、新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分による減少276千株および単元未満株式の売渡しによる減少30千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	2,362
合計		2,362

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は平成22年4月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社のそれぞれの定時株主総会において決議された金額であります。

株式会社損害保険ジャパン

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,681百万円	20円	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

日本興亜損害保険株式会社

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,019百万円	8円	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
※1	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預貯金	270,872百万円
コールローン	98,497百万円
買現先勘定	82,982百万円
有価証券	6,511,189百万円
預入期間が3か月を超える預貯金	△49,919百万円
現金同等物以外の有価証券	△6,506,174百万円
現金及び現金同等物	407,447百万円
2	投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)				
1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	2,834	2,244	—	589
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高の有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				
(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額等				
未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額				
1年内 470百万円				
1年超 118百万円				
合計 589百万円				
リース資産減損勘定の残高				
—百万円				
<p>なお、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高の有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失				
支払リース料 599百万円				
リース資産減損勘定の取崩額 —百万円				
減価償却費相当額 599百万円				
減損損失 —百万円				
(4) 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。				

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

2	オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引 のうち解約不能のものに係る未 経過リース料	
	(借主側)	
	1年内	705百万円
	1年超	1,321百万円
	合計	2,027百万円
	(貸主側)	
	1年内	1,544百万円
	1年超	7,758百万円
	合計	9,302百万円

(金融商品関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注)2参照)。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	270,872	270,872	—
(2) コールローン	98,497	98,497	—
(3) 買現先勘定	82,982	82,982	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	27,146	27,146	—
(5) 買入金銭債権	37,253	37,253	—
(6) 金銭の信託	84,213	84,213	—
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	14,148	14,148	—
満期保有目的の債券	1,147,965	1,226,930	78,964
責任準備金対応債券	12,079	12,872	792
その他有価証券	5,147,417	5,147,417	—
(8) 貸付金	713,053		
貸倒引当金(※1)	△1,506		
	711,546	720,445	8,898
資産計	7,634,122	7,722,778	88,655
(1) 社債	128,000	130,956	2,956
負債計	128,000	130,956	2,956
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,470)	(1,470)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	11,719	11,718	△1
デリバティブ取引計	10,249	10,248	△1

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) コールローン

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買現先勘定

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 債券貸借取引支払保証金

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買入金銭債権

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(6) 金銭の信託

信託財産として運用されている公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格、取引先金融機関等から提示された価格および情報ベンダー等が公表する店頭平均価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格、業界団体等が公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっております。なお、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブは取引所の価格、為替予約は先物相場等を使用しております。

(7) 有価証券

公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(8) 貸付金

貸付金の案件ごとに将来の回収予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額、または、貸付金の種類および内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた金額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先および一部の要管理先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価とする方法、または、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は期末日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該価額をもって時価とする方法によっております。

負債

(1) 社債

将来キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアム等を付加した割引率により割り引いた金額を時価としております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、為替予約取引は、先物相場を使用しておりません。金利スワップ取引は、取引先金融機関から提示された価格または将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出した時価によっております。

- 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(6) 金銭の信託」および「(7) 有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
金銭の信託	435
公社債	1,000
株式	121,509
外国証券	41,230
その他の証券	25,838
合計	190,013

株式は非上場株式であり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

外国証券は非上場株式および非上場株式等を主な投資対象とするものであり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

その他の証券は不動産を主な投資対象とするものおよび非上場株式等を主な投資対象とするものであり市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間連結会計期末(平成22年9月30日)

1 満期保有目的の債券

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	1,074,635	1,153,057	78,421
	外国証券	46,701	47,441	740
	小計	1,121,337	1,200,499	79,161
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	2,291	2,227	△64
	外国証券	24,336	24,203	△133
	小計	26,628	26,430	△197
合計		1,147,965	1,226,930	78,964

2 責任準備金対応債券

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	12,079	12,872	792
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
合計		12,079	12,872	792

3 その他有価証券

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	公社債	2,486,904	2,390,706	96,197
	株式	913,245	463,232	450,012
	外国証券	524,338	487,609	36,728
	その他	69,030	64,353	4,677
	小計	3,993,518	3,405,901	587,617
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	公社債	55,228	55,943	△715
	株式	576,687	675,493	△98,806
	外国証券	540,011	607,468	△67,457
	その他	34,100	35,298	△1,198
	小計	1,206,027	1,374,204	△168,177
合計		5,199,546	4,780,106	419,439

- (注) 1 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。
- 2 中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理している譲渡性預金ならびに買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。
- 3 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて6,401百万円(うち、株式5,123百万円、外国証券1,277百万円)、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて413百万円(うち、株式317百万円、外国証券47百万円、その他48百万円)減損処理を行っております。なお、当社および国内連結子会社は、時価のある有価証券の減損にあたっては、原則として、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。

(金銭の信託関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	26,616	26,359	257

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託は、上表に含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末（平成22年9月30日）

1 通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	66,892	—	△3,062	△3,062
	米ドル	29,161	—	760	760
	買建				
トルコ・リラ	19,956	—	281	281	
米ドル	19,389	—	△53	△53	
	合計	—	—	△2,073	△2,073

(注) 1 上記記載以外の通貨関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。

2 時価の算定方法

先物相場を使用しております。

また、外貨とその他の外貨間で先物予約を行っている場合の「時価」の算定には、予約日におけるその他の外貨と円の先物相場を使用しております。

3 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

2 金利関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	15,000	—	63	63
	合計	—	—	63	63

(注) 1 上記記載以外の金利関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。

2 時価の算定方法

将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。

3 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

3 株式関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	5,209	—	14	14
	株価指数オプション取引 売建 コール	5,417 (205)	— (—)	△6	199
	買建 プット	4,400 (205)	— (—)	406	201
	合計	—	—	414	414

(注) 1 上記記載以外の株式関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。

2 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引

主たる取引所における最終の価格によっております。

(2) 株価指数オプション取引

主たる取引所における最終の価格によっております。

3 株価指数オプション取引の「契約額等」および「契約額等のうち1年超」欄の()書きは、オプション料の金額であります。

4 債券関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	債券先物取引 買建	1,500	—	3	3
合計		—	—	3	3

(注) 1 上記記載以外の債券関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。

2 時価の算定方法

主たる取引所における最終の価格によっております。

5 商品関連

該当事項はありません。

6 その他

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	クレジットデリバティブ取引				
	売建	7,000	7,000	18	18
	買建	3,000	1,000	3	3
	天候デリバティブ取引				
	売建	480 (28)	— (—)	△14	13
	地震デリバティブ取引				
	売建	5,000 (141)	1,050 (21)	△24	116
	買建	3,555 (366)	3,033 (290)	138	△227
	合計	—	—	121	△75

(注) 1 時価の算定方法

- (1) クレジットデリバティブ取引
取引先金融機関から提示された価格によっております。
 - (2) 天候デリバティブ取引
契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。
 - (3) 地震デリバティブ取引
契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。
- 2 天候デリバティブ取引および地震デリバティブ取引の「契約額等」および「契約額等のうち1年超」欄の()書きは、オプション料の金額であります。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名
営業費及び一般管理費 631百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

NK S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権から同第16回新株予約権は、株式会社損害保険ジャパン(下表において「損保ジャパン」といいます。)が付与していたストック・オプションに代えて、当社が付与したものであり、NK S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権から同第22回新株予約権は、日本興亜損害保険株式会社(下表において「日本興亜損保」といいます。)が付与していたストック・オプションに代えて、当社が付与したものであります。

[損保ジャパンから移行したストック・オプション]

NK S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 1 上記以外(注)1 7
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 125,000 (注)2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
権利行使価格(円)	777
付与日における公正な評価単価(円)	—(注)3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者であります。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第2回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 0 上記以外(注) 1 1
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 10,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
権利行使価格(円)	712
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第3回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 1 上記以外(注) 1 1
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 20,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
権利行使価格(円)	581
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第4回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 0 上記以外(注) 1 3
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 30,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
権利行使価格(円)	574
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第5回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 3 上記以外(注) 1 12
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 90,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成25年6月27日
権利行使価格(円)	735
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第6回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 3 上記以外(注) 1 18
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 130,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成25年6月27日
権利行使価格(円)	901
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第7回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 5 上記以外(注) 1 27
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 255,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成26年6月29日
権利行使価格(円)	1,167
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第8回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 6 上記以外(注) 1 26
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 262,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成26年6月29日
権利行使価格(円)	1,082
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第9回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 11 上記以外(注) 1 34
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 363,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日
権利行使価格(円)	1,148
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第10回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 上記以外(注) 1	11 35
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 365,000 (注) 2	
付与日	平成22年4月1日	
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	
対象勤務期間	—	
権利行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日	
権利行使価格(円)	1,665	
付与日における公正な評価単価(円)	—(注) 3	

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行された新株予約権を当社に移行したものであるため、記載しておりません。

NK S J ホールディングス株式会社第11回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 上記以外(注) 1	11 31
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 324,000 (注) 2	
付与日	平成22年4月1日	
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	
対象勤務期間	—	
権利行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日	
権利行使価格(円)	1,598	
付与日における公正な評価単価(円)	470 (注) 3	

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 損保ジャパンでの付与時点の評価単価を記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第12回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 11 上記以外(注) 1 30
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 316,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日
権利行使価格(円)	1,623
付与日における公正な評価単価(円)	515 (注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 損保ジャパンでの付与時点の評価単価を記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第13回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 17 上記以外(注) 1 24
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 403,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
権利行使価格(円)	1,547
付与日における公正な評価単価(円)	379 (注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 損保ジャパンでの付与時点の評価単価を記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第14回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 17 上記以外(注) 1 24
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 382,000 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
権利行使価格(円)	990
付与日における公正な評価単価(円)	236 (注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 損保ジャパンでの付与時点の評価単価を記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 27 上記以外(注) 1 1
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 297,300 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成45年8月11日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	940 (注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 損保ジャパンでの付与時点の評価単価を記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第16回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	損保ジャパン取締役および執行役員 41 上記以外(注) 1 1
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 747,100 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成46年8月10日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	623 (注) 3

(注) 1 損保ジャパンでの付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

3 損保ジャパンでの付与時点の評価単価を記載しております。

[日本興亜損保から移行したストック・オプション]

NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	日本興亜損保取締役および執行役員 5 上記以外(注) 1 7
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 143,100 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成36年6月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	596

(注) 1 日本興亜損保での付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者ではありません。

2 株式数に換算して記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第18回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	日本興亜損保取締役および執行役員 7 上記以外(注) 1 11
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 201,600 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成37年6月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	596

(注) 1 日本興亜損保での付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者であります。

2 株式数に換算して記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	日本興亜損保取締役および執行役員 12 上記以外(注) 1 2
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 110,700 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成39年3月27日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	610

(注) 1 日本興亜損保での付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者であります。

2 株式数に換算して記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第20回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	日本興亜損保取締役および執行役員 12 上記以外(注) 1 2
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 121,500 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成40年3月17日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	610

(注) 1 日本興亜損保での付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者であります。

2 株式数に換算して記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第21回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	日本興亜損保取締役および執行役員 16 上記以外(注) 1 3
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 247,500 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成41年3月16日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	610

(注) 1 日本興亜損保での付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者であります。

2 株式数に換算して記載しております。

NK S J ホールディングス株式会社第22回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	日本興亜損保取締役および執行役員 21 上記以外(注) 1 3
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 353,700 (注) 2
付与日	平成22年4月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年4月1日～平成41年10月7日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	610

(注) 1 日本興亜損保での付与時点の付与対象者であって、付与日において、既に退任(退職)している者であります。

2 株式数に換算して記載しております。

[当社が付与したストック・オプション]

NK S J ホールディングス株式会社第23回新株予約権

付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および執行役員 7 損保ジャパン取締役および執行役員 40 日本興亜損保取締役および執行役員 26 (注) 1、2
株式の種類別のストック・オプション付与数(株)	普通株式 1,397,800 (注) 3
付与日	平成22年8月16日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年8月17日～平成47年8月16日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	452

(注) 1 取締役には、社外取締役および非常勤取締役を含みません。

2 当社と損保ジャパンまたは日本興亜損保の兼任者がいるため、実付与人数は69名であります。

3 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 取得による企業結合

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率ならびに取得企業を決定するに至った主な根拠

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

日本興亜損害保険株式会社 損害保険事業

② 企業結合を行った主な理由

日本における中長期的に大きな課題である少子化・高齢化、人口減少社会の到来や世界レベルでの気候変動・地球温暖化の進行によるリスクの増加、また、個人のライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化等に対して、企業は的確な対応を行い、社会の安全・お客さまの安心に貢献することが強く求められております。

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社は、このような共通認識のもと、両社120年に及ぶ歴史の中で培ってきた強みを1つのグループとして共有し、「お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献する新たなソリューション・サービスグループ」を創設することといたしました。

③ 企業結合日

平成22年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式移転

⑤ 結合後企業の名称

NK S Jホールディングス株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

総体としての株主が占める相対的な議決権比率等を勘案した結果、株式会社損害保険ジャパンを取得企業といたしました。

(2) 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年4月1日から平成22年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	444,248百万円
新株予約権価額	713百万円
取得原価	444,962百万円

(4) 株式の種類別の移転比率およびその算定方法ならびに交付した株式数

① 株式の種類別の移転比率

株式会社損害保険ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、日本興亜損害保険株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式0.9株を割当て交付いたしました。

② 株式移転比率の算定方法

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、株式会社損害保険ジャパンは野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社に対し、また日本興亜損害保険株式会社はメリルリンチ日本証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社に対し、それぞれ本経営統合に係る株式移転比率の算定を依頼し、それらの算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

③ 交付した株式数

株式会社損害保険ジャパン	984,055,299株
日本興亜損害保険株式会社	677,207,979株

(5) 負ののれん発生益の金額および発生原因

① 負ののれん発生益の金額

149百万円

② 発生原因

受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額が企業結合日時点の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	3,064,910百万円
（うち有価証券	2,180,871百万円）
負債合計	2,619,450百万円
（うち保険契約準備金	2,482,288百万円）

2 取得による企業結合

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率ならびに取得企業を決定するに至った主な根拠

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

Tenet Insurance Company Limited 損害保険事業

② 企業結合を行った主な理由

シンガポールおよび東南アジア域内における一層の事業基盤強化・拡大を目指すことを目的として、同社を子会社化いたしました。

③ 企業結合日

平成22年5月31日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Tenet Insurance Company Limited

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンによる現金を対価とする株式取得であることによります。

(2) 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年6月1日から平成22年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	97百万シンガポールドル
取得に直接要した費用	2百万シンガポールドル
取得原価	99百万シンガポールドル

(4) 発生したのれんの金額、発生原因ならびに償却方法および償却期間

① 発生したのれんの金額

39百万シンガポールドル

② 発生原因

取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったことによります。

③ 償却方法および償却期間

20年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	122百万シンガポールドル
（うち預貯金	72百万シンガポールドル）
負債合計	62百万シンガポールドル
（うち保険契約準備金	55百万シンガポールドル）

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、独立した経営単位である関係会社が、当社の経営方針のもと、それぞれの事業における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、個々の関係会社を最小単位とした事業別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」および「生命保険事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれていない当社およびその他の事業は「その他」の区分に集約しております。各報告セグメントおよび「その他」の区分を構成する主な会社は以下に記載のとおりであります。

「損害保険事業」は、損害保険引受業務、資産運用業務およびそれらに関連する業務を行っており、「生命保険事業」は、生命保険引受業務および資産運用業務を行っております。

		主な会社
報告セグメント	損害保険事業	株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、 そんぽ24損害保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、 Sompo Japan Insurance Company of America、 Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited、Yasuda Seguros S.A.
	生命保険事業	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社、日本興亜生命保険株式会社、 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
その他		NKS Jホールディングス株式会社、損保ジャパンDC証券株式会社、 株式会社全国訪問健康指導協会、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、 安田企業投資株式会社

2 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益または損失は中間純利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部収益は、第三者間取引価格等に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	損害保険 事業	生命保険 事業	計				
売上高(注1)							
外部顧客への売上高	987,832	108,905	1,096,738	2,335	1,099,074	230,724	1,329,799
セグメント間の 内部売上高 または振替高	—	—	—	1,485	1,485	△1,485	—
計	987,832	108,905	1,096,738	3,821	1,100,560	229,238	1,329,799
セグメント利益または 損失(△)	27,617	△2,379	25,237	△1,121	24,116	—	24,116
セグメント資産	7,346,334	1,671,397	9,017,732	9,091	9,026,824	—	9,026,824
その他の項目							
減価償却費	8,853	629	9,482	127	9,610	—	9,610
のれんの償却額	31	936	967	—	967	—	967
利息及び配当金収入	65,232	13,535	78,767	1	78,768	△314	78,453
支払利息	3,571	46	3,617	5	3,623	△4	3,619
持分法投資利益 または損失(△)	△129	—	△129	0	△128	—	△128
特別利益	2,025	—	2,025	—	2,025	△10	2,015
(負ののれん発生益)	(149)	(—)	(149)	(—)	(149)	(—)	(149)
特別損失	4,438	493	4,932	1	4,934	△10	4,923
(減損損失)	(662)	(—)	(662)	(—)	(662)	(—)	(662)
税金費用	12,524	△491	12,032	10	12,043	—	12,043
持分法適用会社への 投資額	19,127	—	19,127	1,159	20,286	—	20,286
有形固定資産および 無形固定資産の 増加額	7,788	1,446	9,235	353	9,588	—	9,588

(注) 1 売上高は、損害保険事業にあつては正味収入保険料、生命保険事業にあつては生命保険料、「その他」および中間連結財務諸表計上額にあつては経常収益の金額を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、その他の事業を含んでおります。

3 売上高の調整額は、セグメント間取引消去△1,485百万円、正味収入保険料または生命保険料以外の損害保険事業および生命保険事業に係る経常収益230,724百万円であります。

4 セグメント利益または損失は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 製品およびサービスごとの情報

(1) 損害保険事業

(単位：百万円)

	火災	海上	傷害	自動車	自動車損害賠償責任	その他	合計
外部顧客への売上高	114,169	23,893	96,874	490,656	124,069	138,170	987,832

(注) 売上高は正味収入保険料の金額を記載しております。

(2) 生命保険事業

(単位：百万円)

	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	合計
外部顧客への売上高	98,589	5,178	5,138	—	108,905

(注) 売上高は生命保険料の金額を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間連結損益計算書の売上高の金額に占める本邦の外部顧客に対する売上高に区分した金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額に占める本邦に所在している有形固定資産の金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	損害保険事業	生命保険事業	計			
減損損失	662	—	662	—	—	662

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	損害保険事業	生命保険事業	計			
当中間期償却額	31	936	967	—	—	967
当中間期末残高	2,429	20,288	22,718	—	—	22,718

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	損害保険事業	生命保険事業	計			
負ののれん発生益	149	—	149	—	—	149

負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要

損害保険事業：「企業結合等関係」に記載のとおり、平成22年4月1日に株式会社損害保険ジャパンを取得企業、日本興亜損害保険株式会社を被取得企業として、株式移転により共同持株会社であるNK S Jホールディングス株式会社を設立いたしました。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	673.01円
1株当たり 中間純利益金額	14.52円
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	14.50円

(注) 1 1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益(百万円)	24,116
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	24,116
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,660,781
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	
中間純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	2,306
(うち新株予約権(千株))	(2,306)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 14銘柄 潜在株式の数 3,020,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
純資産の部の合計額(百万円)	1,122,876
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	5,336
(うち新株予約権(百万円))	(2,362)
(うち少数株主持分 (百万円))	(2,973)
普通株式に係る中間期末の 純資産額(百万円)	1,117,540
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株式 の数(千株)	1,660,501

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、中間監査または四半期レビューを受けておりません。

（単位：百万円）

	当第2四半期連結会計期間 （自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
経常収益	666,352
保険引受収益	641,911
（うち正味収入保険料）	482,881
（うち収入積立保険料）	40,251
（うち積立保険料等運用益）	14,886
（うち生命保険料）	60,820
（うち支払備金戻入額）	24,641
（うち責任準備金等戻入額）	16,454
資産運用収益	21,750
（うち利息及び配当金収入）	34,488
（うち金銭の信託運用益）	527
（うち売買目的有価証券運用益）	35
（うち有価証券売却益）	3,155
（うち積立保険料等運用益振替）	△14,886
その他経常収益	2,690
経常費用	650,829
保険引受費用	529,409
（うち正味支払保険金）	315,565
（うち損害調査費）	32,421
（うち諸手数料及び集金費）	85,743
（うち満期返戻金）	96,352
（うち生命保険金等）	14,568
（うち責任準備金等繰入額）	△16,475
資産運用費用	12,418
（うち金銭の信託運用損）	82
（うち有価証券売却損）	853
（うち有価証券評価損）	1,904
営業費及び一般管理費	106,464
その他経常費用	2,538
（うち支払利息）	1,826
経常利益	15,522
特別利益	26
固定資産処分益	26
特別損失	1,451
固定資産処分損	193
減損損失	625
特別法上の準備金繰入額	479
価格変動準備金繰入額	479
その他特別損失	153
税金等調整前四半期純利益	14,096
法人税等	3,515
少数株主損益調整前四半期純利益	10,581
少数株主損失（△）	△112
四半期純利益	10,693

（注）上記は、中間連結損益計算書の金額から第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書の金額を差し引いて作成しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注4)
	損害保険 事業	生命保険 事業	計				
売上高(注1)							
外部顧客への売上高	482,881	60,820	543,701	1,174	544,875	121,477	666,352
セグメント間の 内部売上高 または振替高	—	—	—	716	716	△716	—
計	482,881	60,820	543,701	1,890	545,592	120,760	666,352
セグメント利益または 損失(△)	12,574	△1,692	10,882	△188	10,693	—	10,693

(注) 1 売上高は、損害保険事業にあつては正味収入保険料、生命保険事業にあつては生命保険料、「その他」および四半期連結損益計算書計上額にあつては経常収益の金額を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、その他の事業を含んでおりません。

3 売上高の調整額は、セグメント間取引消去△716百万円、正味収入保険料または生命保険料以外の損害保険事業および生命保険事業に係る経常収益121,477百万円であります。

4 セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6.44円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6.43円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	10,693
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	10,693
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,660,470
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	2,539

(2) その他

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間会計期間末
 (平成22年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,269
未収入金	240
流動資産合計	2,509
固定資産	
有形固定資産	※1 275
投資その他の資産	
関係会社株式	878,799
その他	67
投資その他の資産合計	878,866
固定資産合計	879,142
資産合計	881,652
負債の部	
流動負債	
短期借入金	2,200
未払法人税等	7
賞与引当金	104
その他	123
流動負債合計	2,435
負債合計	2,435
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,045
資本剰余金	
資本準備金	25,045
その他資本剰余金	751,814
資本剰余金合計	776,859
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	476
利益剰余金合計	476
自己株式	△527
株主資本合計	876,854
新株予約権	2,362
純資産合計	879,217
負債純資産合計	881,652

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
営業収益	
関係会社受取配当金	1,200
関係会社受入手数料	1,223
営業収益合計	2,423
営業費用	
販売費及び一般管理費	※1 1,235
営業費用合計	1,235
営業利益	1,187
営業外収益	0
営業外費用	
創立費償却	704
その他	4
営業外費用合計	709
経常利益	478
税引前中間純利益	478
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等合計	1
中間純利益	476

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	—
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	45
株式移転による増加	100,000
当中間期変動額合計	100,045
当中間期末残高	100,045
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	—
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	45
株式移転による増加	25,000
当中間期変動額合計	25,045
当中間期末残高	25,045
その他資本剰余金	
前期末残高	—
当中間期変動額	
自己株式の処分	31
株式移転による増加	751,782
当中間期変動額合計	751,814
当中間期末残高	751,814
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当中間期変動額	
中間純利益	476
当中間期変動額合計	476
当中間期末残高	476
自己株式	
前期末残高	—
当中間期変動額	
自己株式の取得	△708
自己株式の処分	180
当中間期変動額合計	△527
当中間期末残高	△527

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

株主資本合計	
前期末残高	—
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	91
中間純利益	476
自己株式の取得	△708
自己株式の処分	212
株式移転による増加	876,782
当中間期変動額合計	876,854
当中間期末残高	876,854
新株予約権	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,362
当中間期変動額合計	2,362
当中間期末残高	2,362
純資産合計	
前期末残高	—
当中間期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	91
中間純利益	476
自己株式の取得	△708
自己株式の処分	212
株式移転による増加	876,782
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,362
当中間期変動額合計	879,217
当中間期末残高	879,217

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～38年 器具および備品 4年～15年
3 繰延資産の処理方法	創立費については、発生時に全額費用処理しております。
4 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(子会社の合併および直接子会社化) 中間連結財務諸表「追加情報（子会社の合併および直接子会社化）」における記載と同一であるため、記載を省略しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年 9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は22百万円であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 22百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式	—	1,214	307	907
合 計	—	1,214	307	907

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1,214千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加1,000千株および単元未満株式の買取り等による増加214千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少307千株は、新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分による減少276千株および単元未満株式の売渡しによる減少30千株であります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

子会社株式および関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式878,799百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 取得による企業結合

中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係) 1 取得による企業結合」に記載しておりますので、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	528.06円
1株当たり 中間純利益金額	0.28円
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	0.28円

(注) 1 1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益(百万円)	476
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	476
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,660,781
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	
中間純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	2,306
(うち新株予約権(千株))	(2,306)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 14銘柄 潜在株式の数 3,020,000株 新株予約権の概要については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	879,217
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	2,362
(うち新株予約権(百万円))	(2,362)
普通株式に係る中間期末の 純資産額(百万円)	876,854
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株式 の数(千株)	1,660,501

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

NKS J ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNKS J ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、NKS J ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

NK S J ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNK S J ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NK S J ホールディングス株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月26日

【会社名】 N K S J ホールディングス株式会社

【英訳名】 NKSJ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兵 頭 誠
代表取締役社長 佐 藤 正 敏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 兵頭 誠および代表取締役社長 佐藤 正敏は、当社の第1期第2四半期(自平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。